JETRO
Japan External Trade Organization

イランビジネスガイドブック
～経済制裁解除のポイントとビジネスの魅力～

２０１６年６月

日本貿易振興機構（ジェトロ）
海外調査部　中東アフリカ課

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

はじめに

●昨年７月のP5＋１との核協議に関する最終合意以降、世界レベルでイランビジネス参入に向けた活発な動きが顕著に見られ、今年１月の制裁解除以降も拡大傾向にあります。

●しかしながら、今般の対イラン経済制裁解除は、米国財務省外国資産管理局（OFAC）が定めるルールの正しい理解なくして、円滑なビジネス展開が不可能です。ジェトロはこの制裁について、米国の制裁法に精通している米国モルガン・ルイス＆バッキアス法律事務所（ワシントンDC事務所）をはじめ関係省庁の監修を受け、政治経済概況やビジネスの魅力も含めた、イランビジネスガイドブックを作成しました。

●本ガイドブックがイランビジネスのご準備において有益になれば幸いです。

日本貿易振興機構（ジェトロ）

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

目　次

1. 政治・経済概況
2. 経済制裁・解除
    - ２－１　概要
    - ２－２　米国編
    - ２－３　EU編
    - ２－４　国連編
3. 事前に確認すべき重要なポイント
    - ３－１　SDNリストの確認
    - ３－２　デューデリジェンス（D/D）の確認
    - ３－３　主要港での荷揚げ業者の確認
    - ３－４　州レベルでの制裁確認
    - ３－５　その他の確認
    - ３－６　ビジネスを開始・再開するにあたってのチェックリスト
    - ＊契約書フォーム、自己宣誓書フォーム
4. ビジネスの魅力
5. ジェトロのご利用について

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

1．政治・経済概況

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

政治・経済概況

＜国旗の意味＞

緑は発展（ムハンマド）、白は平和、赤は勇敢、文字と絵は神

国名	イラン・イスラム共和国 Islamic Republic of Iran
面積	164万8,195平方キロメートル（日本の約4.4倍）
人口	7,840万人（2014年、出所：IMF）
首都	テヘラン
言語	ペルシャ語
宗教	イスラム教（98%、そのうち90%がシーア派）

Population ,Middle East 2014

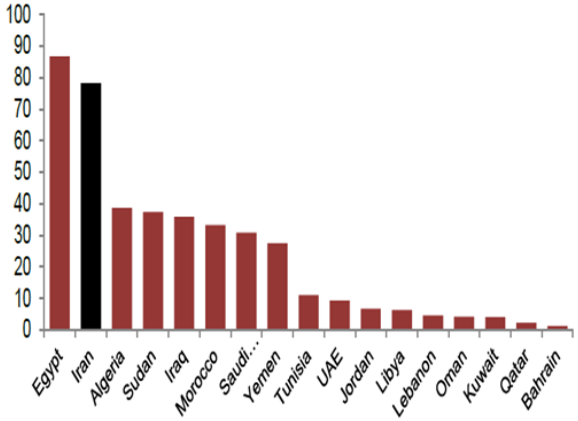

GDP, Middle East 2014 ($bn)

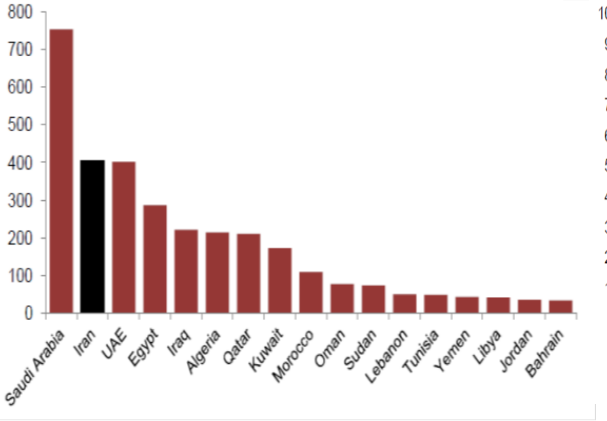

GDP, per capita Middle East 2014 ($bn)

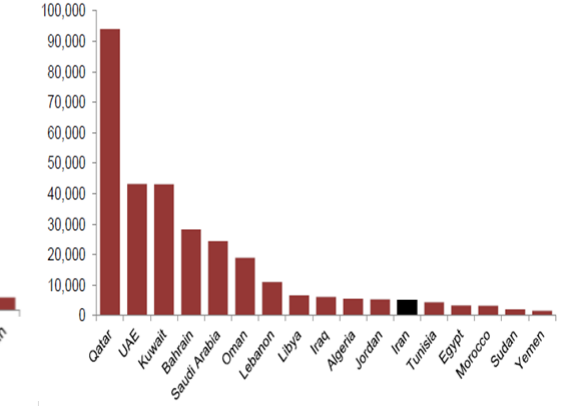

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

政治・経済概況

●イランの経済回復に向けた動き
・タイエブニア経済財務相:「2016年に8%の経済成長を目指す」
・イラン第6次5カ年計画:石油化学、自動車等への外資導入に注力。
・イラン商工産業鉱山省は、自動車生産について現在約100万台から2025年までに300万台に拡大し、周辺国への輸出を拡大すると発表。

●日本企業の再進出動向
・関西ペイントは2013年にイランから撤退したが、再び現地の合弁塗料会社に4割程度を出資し、イラン自動車メーカーに塗料を供給。
・三菱ふそうトラック・バスが、小型トラックを輸出販売すると発表。
・日本たばこ産業(JT)は、昨年9月、イランのたばこ大手アリヤン社を買収。
・国際協力銀行(JBIC)と日本貿易保険(NEXI)は、イラン政府保証をもとに合計100億ドル相当(1.2兆円)の融資・保険供与枠を設定。

●各国企業の主な動き
・仏プジョーシトロエングループ(PSA)と独ダイムラーの商用車部門は、イランでの生産投資を再開。
・本年1月、中国の奇瑞汽車はイランに自動車生産のための工業団地設立を合意。

各国の自動車生産台数

	国名	生産台数(万台)
1	中国	2,450
2	米国	1,210
3	日本	928
4	ドイツ	603
5	韓国	456
6	インド	413
7	メキシコ	357
8	スペイン	273
9	ブラジル	243
10	カナダ	228
11	フランス	197
12	タイ	192
13	イギリス	168
14	ロシア	138
15	トルコ	136
16	チェコ	130
17	インドネシア	110
18	イタリア	101
19	スロバキア	100
20	イラン	98

イラン政府は自動車産業を中心に非石油依存型経済を目指す。「最後のミリオンフロンティア」として各国自動車メーカーが熱い視線。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

政治・経済概況

○ 2014年1月の制裁部分解除を追い風に、14年度の輸出前年比13.3%増、輸入5.6%増。しかし、輸出の3分の2は石油部門。輸入は食品及び自動車関係が上位を占める。地域別では中国が輸出入いずれも1位。前年比も2割以上の増加。

（単位：100万ドル、%）

	2013年度	2014年度		
	金額	金額	構成比	伸び率
輸出合計＊	93,015	n.a.	n.a.	n.a.
石油部門（石油部門、天然ガス、同製品含む）＊	64,789	n.a.	n.a.	n.a.
非石油部門＊	28,226	n.a.	n.a.	n.a.
非石油部門（石油・ガス製品含む）	31,552	35,738	100.0	13.3
液化プロパン	1,240	2,279	6.4	83.8
メタノール	1,074	1,477	4.1	37.5
ブタン	1,026	1,468	4.1	43.1
ポリエチレン（比重が0.94未満）	950	1,418	4.0	49.3
石油アスファルト	1,155	1,324	3.7	14.6
鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（厚さが4.75ミリメートル以上のもの）	557	902	2.5	61.9
ピスタチオ（殻つきのもの）	730	778	2.2	6.6
尿素	924	733	2.1	△ 20.7
石油及び歴青油の調整品	109	677	1.9	521.1
ポリエチレン（比重が0.94以上）	586	662	1.9	13.0
輸入合計＊	60,047	n.a.	n.a.	n.a.
輸入合計	49,709	52,477	100.0	5.6
小麦	1,458	2,289	4.4	57.0
乗用自動車（1500cc超3000cc未満）	1,415	2,001	3.8	41.4
飼料用トウモロコシ	1,527	1,751	3.3	14.7
精米	2,309	1,409	2.7	△ 39.0
大豆油かす	1,827	1,239	2.4	△ 32.2
テレビ用ディスプレイモジュール（液晶式、LED）	783	810	1.5	3.4
鉄又は非合金鋼のフラットロール製品（厚さが3ミリメートル未満のもの）	559	757	1.4	35.4
自動車部品（関税14%～25%のもの、タイヤを除く）	239	644	1.2	169.5
携帯電話の送信及び受信のため機械	167	533	1.0	219.2
大麦及び裸麦（播種用以外のもの）	240	499	1.0	107.9

（注）イランの会計年度は3月21日頃から翌年3月20日頃。
（出所）＊イラン中央銀行（国際収支統計）。
その他はイラン税関（輸出は非石油部門のみ公表）。

（単位：100万ドル，%）

	2013年度	2014年度		
	金額	金額	構成比	伸び率
輸出合計	31,552	35,738	100.0	13.3
中国	7,458	9,159	25.6	22.8
イラク	6,029	6,183	17.3	2.6
アラブ首長国連邦(UAE)	3,650	3,932	11.0	7.7
インド	2,443	2,441	6.8	△ 0.1
アフガニスタン	2,429	2,388	6.7	△ 1.7
トルコ	1,649	2,159	6.0	30.9
トルクメニスタン	840	974	2.7	15.9
パキスタン	653	946	2.6	44.9
イタリア	201	618	1.7	208.1
エジプト	610	578	1.6	△ 5.3
（日本）	35	33	0.1	△ 6.4
輸入合計	49,709	52,477	100.0	5.6
中国	9,787	12,561	23.9	28.3
UAE	11,784	12,164	23.2	3.2
韓国	3,943	4,310	8.2	9.3
トルコ	3,627	3,822	7.3	5.4
インド	4,344	3,730	7.1	△ 14.1
スイス	2,057	2,343	4.5	13.9
ドイツ	2,302	2,331	4.4	1.3
イタリア	839	1,059	2.0	26.2
オランダ	907	1,026	2.0	13.1
台湾	641	702	1.3	9.5
（日本）	245	235	0.4	△ 3.9

（注）輸出は非石油部門のみ（石油・ガス製品は含む）
〔出所〕イラン税関

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

政治・経済概況

○日本が制裁強化に伴い、イラン向け輸出量を急減させたのに対して、他国の減少幅は日本と比して小幅。制裁緩和を受けて、2014年は各国とも前年比で輸出を拡大。先進国の中では、特にドイツはイランと経済的に結びつきが強く、自動車やプラント関連のハイエンド品だけでなく、穀物や医薬品、医療機器といった人道支援物資もイラン向けに多く輸出。

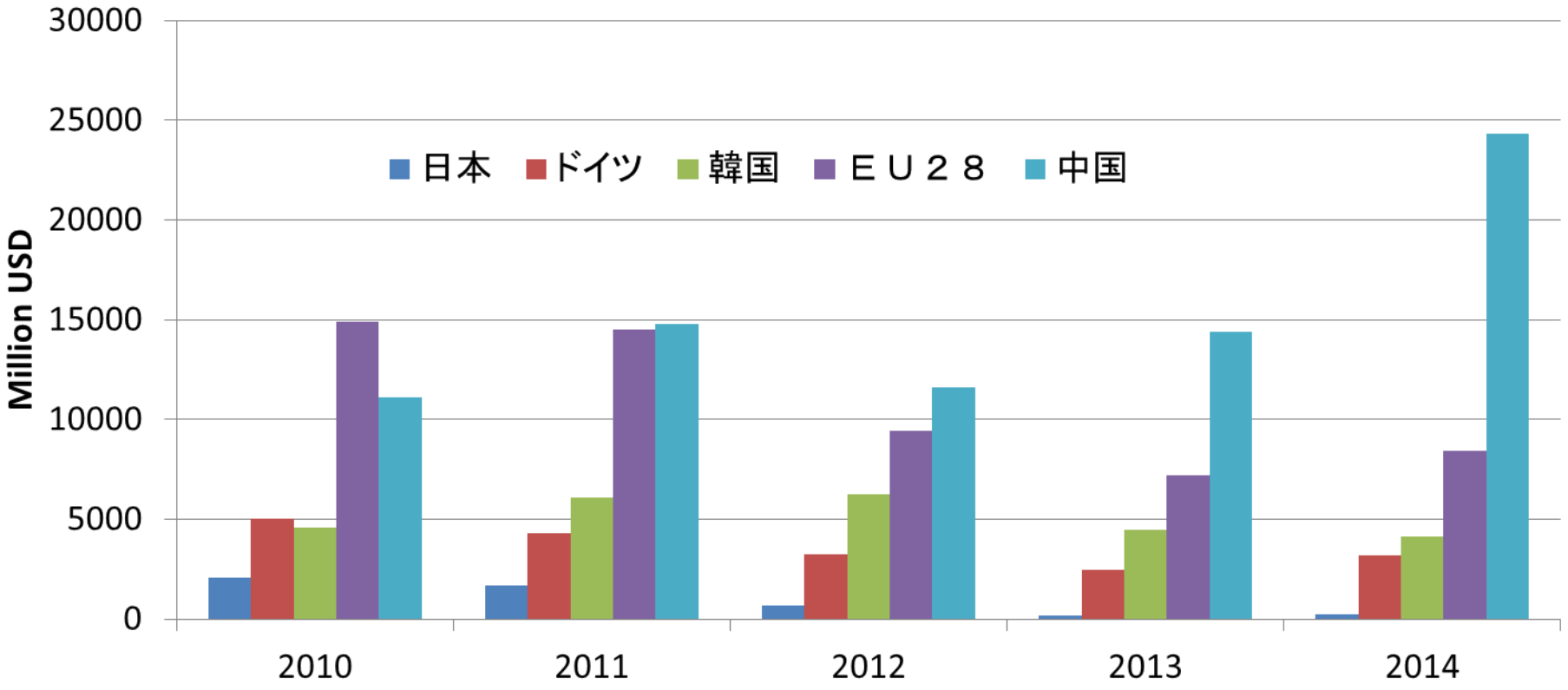

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

政治・経済概況

○2010年以降、日本の主力輸出製品である乗用・貨物自動車等を含む、ほぼ全ての分野で輸出額が急減。2013年の輸出額は2010年比で10分の1以下に落ち込んだが、JPOA後の2014年は制裁が緩和され、輸出が再開された乗用・貨物自動車用CKD部品を中心に持ち直しの傾向。

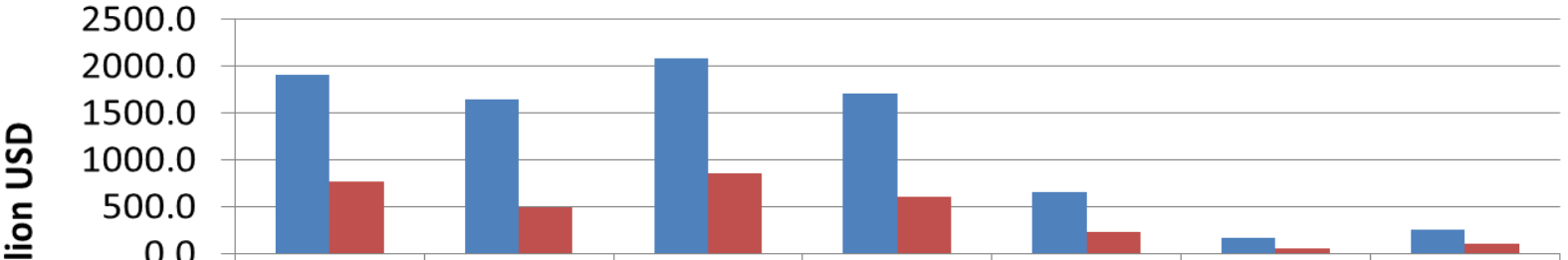

	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014
Total	1907.4	1648.3	2078.8	1704.3	654.5	170.0	253.5
Automotive Sector	764.9	492.7	853.5	602.4	227.8	53.4	108.9

（単位：100万ドル，％）

	輸　出　（FOB）					輸　入　（CIF）			
	2013年	2014年				2013年	2014年		
	金額	金額	構成比	伸び率		金額	金額	構成比	伸び率
合計	171	254	100.0	48.4	合計	6,998	6,229	100.0	△ 11.0
輸送用機器	54	109	43.0	101.4	鉱物性燃料	6,943	6,181	99.2	△ 11.0
バス・トラック	19	81	31.7	321.5	石油及び粗油	6,943	6,181	99.2	△ 11.0
乗用車	26	22	8.8	△ 15.4	原料別製品	35	29	0.5	△ 18.2
自動車の部分品	8	6	2.4	△ 18.2	織物用糸・繊維製品	35	29	0.5	△ 18.3
電気機器	12	47	43.3	280.4	食料品	17	17	0.3	△ 4.6
重電機器	1	29	36.2	4713.5	果実	7	7	0.1	△ 8.9
一般機械	33	31	12.0	△ 8.4	魚介類	6	5	0.1	△ 4.7
原動機	10	7	2.7	△ 27.9	原料品	1	1	0.0	4.4
ポンプ・遠心分離機	5	9	8.0	75.7	化学製品	1	1	0.0	64.3
その他	28	27	10.6	△ 3.0					
科学光学機器	15	17	6.8	12.7					

〔出所〕財務省「貿易統計（通関ベース）」をドル換算。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

基礎データ

首都	テヘラン
人口	7,840万人（2014年、イラン統計センター）
面積	164万8195平方キロメートル　＊日本　377,915平方キロメートル
最高指導者	セイエド・アリー・ハメネイ師（1989年6月）
大統領	ハッサン・ローハニ（2013年8月就任）
名目GDP	4040.1億ドル（2014年/イラン統計センター）
1人当たり名目GDP	5,183ドル（2014年、イラン統計センター）
産業構造	石油、石油化学、農畜産業、自動車、繊維、セメントが主要産業。
貿易品目	輸出：液化プロパン、メタノール、ブタン、石油アスファルトなど ＊2014年石油部門の公表ナシ（参考　2013年　647億8,900万ドル） 輸入：小麦、乗用車、飼料用トウモロコシ、米、大豆油かす、テレビ用ディスプレイモジュール（液晶式、LED）など
主要な貿易相手国	輸出：中国、イラク、ＵＡＥ、インド、アフガニスタン、トルコ 輸入：中国、ＵＡＥ、韓国、トルコ、インド、スイス、ドイツ、イタリア

（参考）①IMFによると2014年のイランの実質GDP成長率は、2年連続のマイナス成長から3.0%に回復。
②2014年は消費者物価上昇率が前年の34.7%から15.5%まで下落し、輸出（非石油部門）も前年度比で2桁増となり、プラス成長に寄与した。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

2. 経済制裁・解除

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

経済制裁・解除（概要①）

2015年7月14日に最終合意した共同包括行動計画（JCPOA）に従い、2016年1月16日に米・欧・国連による経済制裁が解除・緩和。しかし、「核関連の問題」以外の理由により科されている制裁は依然として継続。又、核関連制裁の解除・緩和についても精査が必要となる。

1. 2016 年1 月16 日、P5+1（米英仏露中＋独）とイランが、「包括的共同行動計画（JCPOA）」の履行を宣言したことを受け、国連、米国、EU は、核問題に関係する対イラン制裁を解除／停止したことを発表した（Implementation Day）。

2. 特に米国制裁との関連では、今般の制裁停止措置に伴い、米国人や米国企業を介さないイランとの取引（例えば米ドル以外の通貨による金融決済など）が一般に可能になった。しかし、金融取引再開に向けた技術的課題だけでなく、パートナーの選定に必要となるSDNリストの照会やデューデリジェンス（D/D）の徹底とスナップバックに際するリスク対策など、イラン進出に伴い留意すべき点を整理する必要がある。

3. また、イランは核問題以外においても米国から制裁を受けてきたため、他の制裁内容についても把握しておく必要がある。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

経済制裁・解除（概要②）

以下は、主要なイラン制裁関連の法令。これ以外にもイラン制裁に関する法令は多数

1996年：イラン制裁法(ISA)

- イランの石油資源に対して、年間2，000万ドル以上の投資を行う者への制裁、他。

2010年：包括的イラン制裁・責任・剥奪法（CISADA）

- イランの石油精製能力の維持・向上のために財・サービス等を提供する者への制裁

2012年：国防授権法2012（NDAA2012）

- イランから輸入する原油等の代金決済のため、イラン中央銀行等と金融取引を行った外国金融機関への制裁

（※）イランからの原油輸入量を相当量削減した国（日本含む）の金融機関は対象外

2012年：大統領令13622

- イランから石油化学製品を購入するため、金融取引を行った外国金融機関への制裁

2013年：国防授権法2013（IFCA）

- 革命防衛隊等とアルミ・鉄鋼等の原材料取引を行う者への制裁
- NIOC（国営石油会社）含む、イランのエネルギー、船舶、造船分野への財・サービス等を提供する者への制裁

2013年：大統領令13645

- イラン自動車関連製品（CKD等）を提供する者への制裁

＊点線部は一昨年1月からの暫定制裁緩和で一部実施済

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

経済制裁・解除（米国編①）

Implementation Dayが実現したことにより、米国、EU諸国、国連が具体的に実施したイラン制裁解除・執行停止等の措置の概要を紹介！

米国による制裁の解除・緩和　A to J

A.米国による制裁解除・停止全般に適用される一般原則

1.今回の制裁解除・停止は主としてnon-U.S. person によるイラン関連の取引、行為、活動等を対象としたものであり、一部の例外を除き、U.S. person には適用されない。

2.今回の制裁解除・停止は、SDN List に掲載されている者(SDN List掲載者)に対しては適用されない。よって、Implementation Day後も、non-U.S. personがSDN List掲載者が関与する取引を行うことになれば、取引の内容により、米国の制裁対象となり得る。

3.今回の米国による制裁解除･停止はJCPOAで米国が明記した分野に限定され、それ以外に米国が維持しているイラン関連制裁措置に何ら影響 を及ぼすものではない。よって、米国は以下に関連する行為・取引等に対しては、それらに関与した者がU.S. person であろうとnon-U.S. person であろうと、引続き法令に基づき(資産凍結、米との取引禁止等)米国の制裁措置等の対象とする権限を維持する。

(a)イランによる、テロ行為・活動への支援、
(b)イランによる、シリアにおける人権侵害に関与している者、若しくは、シリア政府への支援、
(c)イランによる、イエメンの平和、安全、若しくは安定を脅かしている者への支援、及び、
(d)イランによる、人権侵害、弾道ミサイル計画への支援。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

経済制裁・解除（米国編②）

米国による制裁の解除・緩和　A to J＊続き

B.金融、銀行業務に関連する制裁

1. JCPOA Annex IIのAttachment 3 にリストされている個人又は法人等との金融及び銀行業務に対する制裁の解除。Attachment 3にリストされている個人・団体には、以下が含まれる。Attachment 3にリストされている者は、Implementation Day にSDN Listから削除されたため、non-U.S. person がこれらの者と取引を行っても、他の禁止対象となっている取引に従事したり、その他の禁止行為を行わない限り、米国の制裁の対象とはならない 。

   (a)イラン中央銀行(Central Bank of Iran: CBI)、及び、その他の特定イラン金融機関

   (b)National Iranian Oil Company (NIOC)、Naftiran Intertrade Company (NICO)、National Iranian Tanker Company (NITC) 及びその他のイラン政府の機関としてOFACにより特定されている個人・団体

   (c)Implementation DayにSDN Listから削除された特定の個人・団体。
2. イランの通貨リアルが関与する取引、若しくは、イラン国外でのリアル建ての資金若しくは口座の維持に対する制裁の解除・停止。
3. イラン政府への米紙幣提供に対する制裁の解除・停止。
4. イラン政府債を含むイランの公的債務(Iranian sovereign debt)の購入、発行引き受け等(the purchase, subscription to, or facilitation of the issuance of Iranian sovereign debt)に対する制裁の解除・停止。
5. JCPOA Annex IIのAttachment 3にリストされている中央銀行その他のイランの金融機関に対する専門的な金融メッセージング・サービスの提供に対する制裁の解除・停止。
6. 上記1～5に付随するサービスの提供に対する制裁の解除・停止。
7. その他金融制裁の結果としてSDN Listに掲載されている特定の個人・団体のうち、Annex IIのAttachment 3に記載されている者に対する金融制裁、その他の特定された金融関連制裁の解除・停止。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

経済制裁・解除（米国編③）

Japan External Trade Organization

米国による制裁の解除・緩和　A to J＊続き

C.保険業務に関連する制裁

1.JCPOAと整合性のある活動・取引に関連する保険契約の引き受け、付保、又は再保険を行うことに対する制裁の解除・停止。

2.上記1には、JCPOA Annex IIのAttachment 3にリストされている個人又は法人との活動・取引に関連して提供される保険関連サービスに対する制裁解除・停止も含まれる。

D.イランのエネルギー及び石油化学部門に関連する制裁

1. イランの石油、ガス、及び石油化学部門への投資(ジョイントベンチャーへの参加を含む)、物品、サービス(金融サービスを含む)、情報、技術的専門知識及び支援に対する制裁の解除・停止。
2. イランからの石油、石油化学製品及び天然ガスの購買、取得、販売、輸送又はマーケティングに対する制裁の解除・停止。
3. イランへの石油精製品及び石油化学製品の輸出、販売、提供に対する制裁の解除・停止。
4.イランのエネルギー部門(NIOC、NICO及びNITCとの取引を含む)との取引に対する制裁の解除・停止。
5.上記1～4に付随するサービス(associated services) の提供に対する制裁の解除・停止。
6.上記に加え、米国は、イランの原油販売を減少させるための働きかけ(イラン原油販売量の制限及びイランからの原油購買を認める国の制限を含む)を停止するとともに、付随するサービスの提供に対する制裁も解除・停止している。

E.イランの海運及び造船部門並びに港湾運営者に関連する制裁

1.イランの海運及び造船部門並びに港湾運営者に対する制裁の解除・停止。(これにより、IRISL、Southern Shipping Line、及びNITC、Bandar Abbasの港湾運営者 に対する制裁も停止。)

2.上記1に付随するサービスの提供に対する制裁の解除・停止。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

経済制裁・解除（米国編④）

米国による制裁の解除・緩和　A to J＊続き

F. 金、その他の貴金属に関連する制裁

1.イラン関連の金、その他の貴金属関連の取り引き、及び、それらに付随するサービスの提供に対する制裁の解除・停止。

G.ソフトウエア及び特定金属の取引に対する制裁

1.「JCPOAと整合性のある(consistent with the JCPOA)」活動に関連する、グラファイト(黒鉛)、アルミ・鉄鋼等の金属原料若しくは半製品(raw or semi-finished metals)、石炭、産業用(工業化)プロセス統合用ソフトウエア(software for integrating industrial processes)のイランとの取り引きにについては、制裁を解除・停止。

2.これにより、JCPOA Annex IIのAttachment 3にリストされている個人又は法人等との上記1の取引、及び、それに付随するサービスに対する制裁も解除・停止。

3.なお、米政府は、以下に関わる取引は、「JCPOAと整合性がない」と判断している。よって、non-U.S. person であっても、以下のいずれかに該当する取引に関与する場合には、引続き米国による制裁措置の対象となり得る。

(a)イラン革命防衛隊(IRGC)を含むSDN List掲載者が関与する取引、

(b)イランの軍又は弾道ミサイル計画での使用のための移転、

(c)関連品目の移転が、JCPOA及び国連安保理決議第2231号パラグラフ16により確立された調達経路 を通じて行われなければならないものであるにもかかわらず、そのような調達経路が承認されていないもの。

H.自動車部門に関連する制裁

1.イランの自動車部門(automotive sector)に関連して使用される物品(goods)及びサービスの販売、供給、移転に対する制裁の停止。

2.上記1に付随するサービスの提供に対する制裁の解除・停止。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

経済制裁・解除（米国編⑤）

Japan External Trade Organization

米国による制裁の解除・緩和　A to J＊続き

I. SDN List等に掲載されていた特定の個人、団体の関連リストからの削除

1.米国政府は、JCPOAのAnnex IIのAttachment 3に記載されている個人・団体をSDN List、FSE List、及びNS-ISA Listから削除。
2.これによりnon-U.S. personがAttachment 3にリストされている者との取引を行うことが、米国の制裁措置の対象外となった。
3.ただしAttachment 4にリストされている者は、経過日(Transition Day)まで関連リストから削除されないため、Transition Dayが到来するまでは、non-U.S. person がAttachment 4にリストされている者と取引を行えば、引き続き米国の制裁対象となり得る。

＊「Transition Day（移行の日）」とは、「Adoption Day」（2015年10月18日）から8年後（＝2023年）、あるいはIAEA事務局長が、「イランの全ての核物質が平和的に利用されている」と結論付ける報告書を提出した日の早い方を指す。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

経済制裁・解除（米国編⑥）

Japan External Trade Organization

米国による制裁の解除・緩和　A to J＊続き

J. U.S. personに適用されるイラン制裁緩和措置

米政府は、JCPOAにより合意したイラン制裁措置の解除・停止は、その殆どが、non-U.S. person が行う行為・取引に対するもので、U.S. person は、依然としてイラン関係の取引を行うことが原則として禁止されている。しかし、このようなU.S. personが関与するイラン関連の取引の包括的な禁止の例外として、米政府はImplementation Day (2016年1月16日) に、米国の民間用旅客機等のイラン向け輸出、米国法人の海外の子会社のイラン関連取引、及び、一部のイラン原産品目の米国への輸入を許可するための措置を実施しました。その概要は次の通り。

1.米国の民間用旅客機等のイラン向け輸出等

米国政府は、米国を原産とする旅客機、部品、関連サービス等のイラン向け輸出・再輸出等に関し、事前申告(ライセンス申請)があれば許可

2. U.S. person により所有又は支配されている米国外法人の取引(General License H)

OFACは、2016年1月16日付で要旨以下のポイントを含む一般許可H (General License H) を発行し、U.S. person により所有又は支配されている米国外の法人のイラン関連の取引に対する規制を緩和

(a)下記の(c)で規定されているものを除き、U.S. personにより所有又は支配されている法人・団体であって米国外で設立又は維持されている者(U.S.-owned or -controlled foreign entity)(以下「米国外子会社」)が、イラン取引制裁規則31 CFR 560.215で禁止されている、イラン政府又はイラン政府の管轄に服する者との直接・間接の取引に従事することを許可する。

(b) U.S. personが、イラン取引制裁規則で禁止されている下記の活動に従事することを許可する。

(1) 米国外子会社を上記(a)に従事させるために必要な限度内の、米国内法人又は米国外子会社の運営方針及び手続きの制定又は変更に関連した活動

(2)米国外子会社が上記(a)で許可された取引に関連した文書や情報を処理するのに必要な自動的に処理され(automated)、全世界的に統合された(globally integrated)コンピュータ、経理、電子メール、通信その他のビジネス･サポートシステム等を提供するために必要な活動

(c)ただし、以下に関わる取引は許可されない。

(1)別途特に許可を得ていない、イラン取引制裁規則560.204で禁止されている、米国からの物品、技術又はサービスの輸出、再輸出、販売、供給等

(2)米国の預貯金取扱機関(U.S. depository institution)又は米国で登録されている証券ブローカー又はディーラーが関与する資金の移動

(3)SDN Listに掲載されている者又はOFACが管轄している米行政規則のイラン取引制裁規則以外の条項で禁止される活動に関連するもの

(4)EO 13608により、外国の制裁回避者リスト(List of Foreign Sanctions Evaders)にリストされた者が関与するもの

(5)米商務省管轄の輸出管理規則(Export Administration Regulations: EAR)で規制または禁止される活動に関わるもの

(6)イラン政府の軍、準軍組織、諜報、法執行、若しくはそれらの関係者が関わるもの

(7)大量破壊兵器若しくはその運搬手段の拡散、国際テロ、シリアにおける活動、イエメンにおける活動、人権侵害等を理由に制裁を科すことを規定している行政命令で制裁対象となり得る活動に関連するもの

(8)イランの核活動に関するもので国連安保理及びJCPOAに規定された手続きにより承認されていないもの

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

経済制裁・解除（米国編⑦）

米国が維持・継続している対イラン制裁（JCPOAコミット外；一次制裁）

A.　Implementation Day以降の米国のイラン制裁:　一次制裁 (Primary Sanctions)
米政府は、イランの核関連の問題以外の問題を理由にこれまで科してきている対イラン制裁については、JCPOAで何らコミットはしておらず、実際にImplementation Day 後もイランの核問題以外の理由により科してきている制裁措置を引続き維持している。米国が現在でも維持・継続している対イラン制裁措置は、大きく、一次制裁(Primary Sanctions)と二次制裁(Secondary Sanctions)に分けることができる。一次制裁は、主としてU.S. person による取引や活動、及び、米国の管轄権の及ぶ資産が関与する取引や活動を直接規制する制裁措置を指す。

一次制裁とは、主としてU.S. person による取引や活動、及び、米国の管轄権の及ぶ資産が関与する取引や活動を直接規制する制裁措置を指します。米国の対イラン一次制裁では、U.S. personが主として以下を含む活動や取引に関与することが原則として禁止されています。
(i)イラン政府、その機関又はその所有・支配下にある者の資産のうち、米国の管轄権の及ぶものに関するあらゆる取引の禁止 。
(ii)イラン原産の産品、または、イラン政府の所有・支配下にある産品の米国への輸入禁止 。(ただし、JCPOAに基づく米国の制裁緩和措置の一環として、U.S. personによるイラン原産のカーペット 、ピスタチオ等の食品 の米国への輸入は認められるようになりました。)
(iii)イラン向け、または、イラン政府向けの、物品、技術、サービスの米国からの、又U.S. personによる、輸出・再輸出禁止。
(iv)イラン原産の物品若しくはサービス、または、イラン政府の所有若しくは支配する物品若しくはサービスに関連する取引への関与禁止。
(v)イラン向け、若しくは、イラン政府向けの輸出、再輸出、販売、供給用の物品、技術、サービスに関わるあらゆる取引への関与禁止。
(vi)イラン国内への投資、または、イラン政府の所有・支配下にある資産(法人を含む)への投資禁止。

上記の包括的な禁止規定の一環として、米国の管轄権の及ぶ金融機関は、U.S. personとして、イラン関連の取引に関連した金融サービスの提供を行うことが禁止されている。

なお、現行のイラン制裁法令では、U.S. personにより所有又は支配されている外国法人の米国外の行為・取引であっても、イラン関連の行為や取引は原則として包括的に禁止されていますが 、上記J.2 で概説したとおり、OFACは、2016年1月16日付で一般許可H (General License H) を発行し、U.S. person により所有又は支配されている米国外の法人(米国法人の海外の子会社等)のイラン関連の取引に対する規制を大幅に緩和しました。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

経済制裁・解除（米国編⑧）

米国が維持・継続している対イラン制裁（JCPOAコミット外；二次制裁）

A.　二次制裁等Non-U.S. personの活動・取引 にも制裁適用され得るもの

米政府は、米国の管轄権に服さないnon-U.S. person が、(米国の管轄権が直接及ばない米国の領域外等で)関与する特定のイラン関連の活動や取引についても、現行の米国の法令で制裁の対象としているものがある。

例えば、日本の法律に基づき設立された会社等が、U.S. person を一切関与させないかたちで、米国外でおこなうイラン関連の取引や活動についても、米国が問題視している以下の分野に関連するものであれば、米国の法令に基づく制裁措置の対象となり得る。よって、米国外の企業であっても、イランが関連する取引や活動に関与する場合には、そのような取引や活動が、(核関連の問題以外に米国が対イラン政策上維持している)各種法令で規定されている制裁対象の取引や活動の範疇に含まれないことを確認しておくのが、リスク管理上望ましい。

1. イラン革命防衛隊 (IRGC)等への支援に対する制裁
   (1)外国の金融機関がIRGC 等に金融サービス等を提供することの禁止、
   (2)大量破壊兵器の拡散等に関与している者としてのIRGC等への支援の禁止、
   (3)IRGCへの金銭的、物的、技術的支援等の提供の禁止、
   (4)IRGC等に支援等を行っている外国政府(機関)への支援の禁止、
   (5)米連邦政府調達入札時の(IRGC等との取引をしていないことに関する)誓約書の提出義務。
2. イラン政府による人権侵害等に対する制裁及びイラン国内の民主化支援
   (1)イラン政府関係者又はその代理人で、イラン国民等に対する深刻な人権侵害措置に責任を有する者等として指定された者、
   (2)人権侵害に寄与する物品等 の譲渡等をした者、
   (3)イラン国内で検閲、表現の自由又は集会の自由の制限、メディアへのアクセスの制限等を行った者、
   (4) イランの政府報道機関(Islamic Republic of Iran Broadcasting: IRIB)、またはそれに対して支援を行った者、
   (5)対イラン支援物資(農産品、食糧、医薬品、医療機器等を含む物品)等に関連する腐敗・不正行為者、及びそれらの者への支援者。
3. イランへの大量破壊兵器(WMD)、ミサイル及び通常兵器供給、開発支援等に対する制裁
   (1)イランに対し、大量破壊兵器関連技術又は不安定化をもたらす高性能通常兵器 を供給した者、
   (2)イランに対して大量破壊兵器(関連技術を含む)、ミサイル又は不安定化をもたらす高性能通常兵器の取得や開発に寄与する物品、サービス、技術、その他の品目を輸出、提供、移転等したり、若しくはそのための便宜供与を行った(facilitated)者、
   (3)上記(1)又は(2)を行った結果、米国により資産凍結等の措置の対象となった者に対し実質的な支援、金銭的、物的、技術的支援を行うか、又は物品又はサービスを提供した者、
   (4)大量破壊兵器の拡散若しくは国際テロ活動に関与したことから資産凍結等の制裁措置の対象となった金融機関に対し専門的な金融メッセージングサービスを提供する者、又は、そのようなサービスへのアクセスを可能にさせる者、
   (5)特定の目的 のためのものを除きイランに対してグラファイト(黒鉛)、アルミ・鉄鋼等の金属原料若しくは半製品、石炭、産業用(工業化)プロセス統合用ソフトウエア等を提供した者。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

経済制裁・解除（米国編⑨）

米国が維持・継続している対イラン制裁（JCPOAコミット外；二次制裁　＊続き）

4.シリアにおける人権侵害に関与している、又はシリア政府への支援に関与している、イラン関係者への支援に対する制裁

米国の現行の法令では、シリア国内の人権侵害(民主化抑圧を含む。)に責任を有する者(団体を含む)、それらの活動を実質的に支援、金銭的、物的、技術的支援を行うか、又は物品又はサービスを提供した者等は、資産凍結等の制裁の対象となり得る。イランの革命防衛隊(IRGC)の下部組織であるQuds Force やその他のイランの団体・組織は、シリアの総合情報局(Syrian General Intelligence Directorate)とともに、シリア国内の人権侵害に責任を有する団体またはそのような団体に支援をしている者として指定されていることから、non-U.S. person であっても(シリア人権侵害に関与している)IRGCの関係者、その他の組織等に対し支援を行ったと米当局より看做されれば、資産凍結等の制裁措置の対象となり得る。

5.イエメンの平和、安全、若しくは安定を脅かしているイラン関係者及びそれらの支援者に対する制裁

米国の現行法令では、(i)イエメンの平和、安全、又は安定を脅かしていると認められた者、(ii)そのような行為に従事したと認められた組織の政治的、又は軍事的指導者、(iii)それらの者に実質的に支援、金銭的、物的、技術的支援を行うか、あるいは物品又はサービスを提供した者、又は(iv)それらの者により所有・支配されている者は、資産凍結等の制裁対象となり得る旨規定している。
この関連で、イランのIRGCやその他の政府機関や組織等も、イエメンの平和、安全、安定等を脅かしている者を支援していると看做され制裁措置の対象とされていることから、non-U.S. person であっても、制裁対象とされているこれらのイラン関連団体に実質的な支援を行ったと米政府に看做されれば、資産凍結等の制裁措置の対象となり得る。

6. SDN List掲載者への支援に対する制裁

米国では、イラン制裁法令のみならずその他の多岐にわたる各種制裁関連法令に基づき資産凍結等制裁の対象者として指定された者(個人、法人、その他の団体、船舶等を含む)を一括して取り纏め、Specially Designated Nationals and Blocked Persons List (“SDN List”) として公表している。同リストは、米財務省OFACが管理しており、随時必要に応じ更新。このため、同リストには、上述のイラン制裁関連の法令に基づき米当局が制裁対象者として指定した者のみならず、他の各種制裁法令に基づき資産凍結等の制裁対象者として指定された者も含まれている。

OFACは、実際にSDN List に掲載されている者のみならず、SDN List 掲載者(単数・複数を問わず)により合計50%以上所有されている者も、実質的にSDN List に掲載されている者と同様の扱いを受けるとし、さらに、SDN List掲載者により(所有という手段とは別の方法により)実質的に支配されている者についても、将来SDN List 掲載者となり得るので、米制裁関連法令遵守のための確認作業を行う場合には、取引相手先背景等をしかるべく調査すべきである旨のガイダンス を発表している。

米国政府は、「JCPOA に基づきImplementation Dayに実施した制裁解除・停止は、SDN Listに掲載されている者又は今後SDN List に掲載される者に対しては適用されない。よって、non-U.S. person がImplementation Day後に関与するイラン関連の取引であっても、SDN List掲載者が関与するものについては、米国の制裁対象となり得る」旨公表しているので 、日本を本拠地とする日本の法人のようなnon-U.S. person であっても、イラン関連の取引を行う際には、その契約の相手方のみならず、関連取引により実質的に便益を蒙る者が、SDN List 掲載者ではないことを確認する必要がある。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

経済制裁・解除（米国編⑩）

米国が維持・継続している対イラン制裁（JCPOAコミット外；二次制裁　＊続き）

7.米国原産の品目等のイランへの再輸出等に対する規制

イラン取引制裁規則(Iranian Transactions and Sanctions Regulations: ITSR) では、U.S. person が、物品、技術、又はサービスを、米国又は第三国から、イラン又はイラン政府に対して、輸出、再輸出、販売、又は供給することを原則的に禁止しているのみならず 、例えば、日本に本拠地を有する日本の会社など、U.S. person に該当しない(米国外の)non-U.S. person であっても、米国原産の物品、技術、又はサービスを、米当局より事前許可を得ることなく、イラン向けに輸出(又は第三国経由でイランに再輸出)することが、原則として禁止している。

ただし、non-U.S. person が関与する取引については、以下の何れかの条件を満たす場合であれば、このような禁止規定は適用されない 。

(1)米国外で実質的に別の外国製品に変換された(substantially transformed into a foreign made product)場合、又は、

(2)米国から輸出された物品又は技術が、米国外で外国製品に組み込まれ、そのようにして米国外で外国製品に組み込まれた(イラン向け)輸出品のうち、米国の規制対象となっている部分の価額が、イランに輸出される外国製品全体の価額の10%に満たない場合。

＊例えば、non-U.S. personである日本の企業が、米国から輸入した物品や技術(米国製ソフトウエアを含みます)を利用して、日本国内で自社製品を製造し、それをイランに輸出する場合には、米国法令遵守のためのdue diligenceの一環として、イランに輸出販売することとなる自社製品の価額と、その中に組み込まれている米国から輸入した、米国の(対イラン向け輸出規制の対象となっている)物品や技術の価額を比較・分析をする必要があります。

8.米証券取引委員会への開示文書提出

米国の法令 では、年次又は四半期ごとに米証券取引委員会(U.S. Securities and Exchange Commission: SEC)に報告書の提出を義務付けられている証券発行者が、イランのエネルギー部門や武器部門に関連する活動に従事したり、イラン政府の大量破壊兵器開発やテロ組織への支援、国連安保理による制裁対象となっている者等に関連する活動等に、承知しつつ関与した場合には、その内容を開示することが義務付けられています。証券発行者は、自らがこのような活動等に従事した場合のみならず、その関連企業 がイラン関連の活動等に従事した場合にも、報告書の中で開示することが義務づけられている 。

例えば、日本の法人(A社)の関連企業(B社)が、米国での上場等のために証券を発行するなどしてSECに報告書を提出する義務を負うこととなった場合において、A社の第三国(例えば、アラブ首長国連合)にある子会社(C社)が、イラン国内外でイラン政府と何らかの取引を行うようなことがあれば、B社がSECに対して報告書を提出する際に、C社のイラン関係の取引の開示を行うことが義務づけられることになります。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

経済制裁・解除（米国編⑪）

米国が維持・継続している対イラン制裁（JCPOAコミット外；二次制裁　＊続き）

9.米国の州レベルでのイラン制裁法
米国では、上述のイラン制裁に関する連邦法に基づく各種制裁措置に加え、現在、右記の24の州及びDCで、イラン制裁を目的とする何らかの州レベルの法律が制定されている。
これらの州レベルでのイラン制裁法では、州の資金(州公務員の恩給等のために運用されている資金等)を用いた、イランでの事業に従事している者(株式会社等の法人)の株式の購入や保有をすることを禁止するものや、イランでの事業等に従事している者が、州政府等の公的な調達手続きに参加すること等を禁止している。
例えば、日本の企業(会社A) の米国における子会社(会社B)が、米国内の州政府の調達手続きに参加して公共事業等に関与しているような場合において、会社Aの米国外の別の子会社(会社C)が、イランのエネルギー開発事業に参加するようなことがあれば、関連州法の規定の内容によっては、会社Bの州政府関連の事業参加が禁止されたり、制限されることとなるリスクがあり得ますのでご注意が必要である。

Arizona	Mississippi
California	Nevada
Colorado	New Jersey
Connecticut	New York
District of Columbia	North Carolina
Florida	Oregon
Illinois	Pennsylvania
Indiana	Rhode Island
Iowa	South Carolina
Louisiana	South Dakota
Maryland	Texas
Michigan	Utah
Minnesota	

10.ビザウェーバー制度改善及びテロリスト渡航防止法
米国のテロ対策等の一環として、ビザウェーバー制度の改善を目的とした「2015年ビザウェーバー制度改善及びテロリスト渡航防止法(Visa Waiver Program Improvement and Terrorist Travel Prevention Act of 2015 (H.R. 158)) 」により、イランを含む特定の国を訪問等した者については、ビザウェーバー制度が利用できなくなった。具体的には、日本を含めたビザウェーバー制度の対象国の国籍を有する者であっても、以下の(a) または(b)のいずれかの項目に該当する場合には、ビザウェーバー制度を利用した米国への入国が認められないことになる。よって、以下のいずれかの項目に該当する日本国籍保有者は、一部の例外を除き、2016年1月21日以降、米国入国のための適切なビザ(B-1、B-2等)を正式に取得する必要がある。
(a) ビザウェーバー対象国の国籍を有する個人であって、2011年3月1日または同日以降、イラン、イラク、スーダン、又は、シリアを訪問(または滞在)した者、又は、
(b)ビザウェーバー対象国の国籍を有する個人であって同時に、イラン、イラク、スーダン、又は、シリアの国籍を有する者(重国籍者)。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

経済制裁・解除（EU編①）

欧州連合（EU）による制裁解除措置

1.金融、銀行、及び保険関連の措置
(a)EU personとイラン人またはイラン企業間での資金移動
(b)EU域内における、新規コルレス契約締結やイラン銀行の支店または子会社の開設を含む、各種銀行業務
(c)保険及び再保険の付与
(d)イラン中央銀行及び同国金融機関を含むJCPOAで特定された個人又は団体のためのSWIFTを含む専門の金融メッセージング・サービスの提供
(e)イランとの取引のための資金援助(輸出信用、保証又は保険)
(f)イラン政府への助成、金融支援及び無利子融資の確約
(g)イランの公債又は公的に保証された債権の取引
(h)上記(a)～(g)に付随するサービス
2.石油、ガス及び石油化学部門関連の措置
(a)イランからの石油およびガスの輸入及び輸送
(b)イランからの石油化学製品の輸入
(c)イランの石油、ガス及び石油化学部門のための主要な設備又は技術の輸出
(d)イランの石油、ガス及び石油化学部門への投資
(e) 上記(a)～(d)に付随するサービス
3. 海運、造船、及び輸送部門関連の措置
(a)海運及び造船部門に関連する取引
(b)輸送部門関連取引
(c)船籍登録、船級サービス
(d)上記(a)～(c)に付随するサービス
4.金、他の貴金属、紙幣、及び硬貨
(a)金、貴金属及びダイアモンド関連取引
(b)イラン通貨用の紙幣及び硬貨の提供
(c) 上記(a)～(b)に付随するサービス
5.核拡散関連措置
(a)拡散に影響する核関連活動(proliferation-sensitive nuclear activities)(産品、技術、投資、専門的訓練)
(b)上記(a)に付随するサービス

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

経済制裁・解除（EU編②）

欧州連合（EU）による制裁解除措置＊続き

6.金属
(a)黒鉛、アルミ及びスチール等の金属原料ならびに半製品金属の輸出 (ただし、当局の事前承認を得る必要があるので要注意)
(b)上記(a)に付随するサービス
7.ソフトウエア
(a)産業プロセス統合用ソフトウエアの輸出
(b)上記(a)に付随するサービス

8.武器・兵器
(a)武器・兵器及びそれらに関連する全ての軍需品に関するイランとの取引
(b)上記(a)に付随するサービス

9. JCPOAで特定された個人及び団体の資産凍結及び査証(ビザ)発行禁止の解除

継続しているEUの対イラン関連制裁・取引制限

EUは、米国と同様に、イランに対しては核関連の問題以外に、イランの他の諸問題に対処するための制裁措置をとっているため、Implementation Dayが到来後の現時点でも、要旨以下を含む制裁措置を依然として維持している。

1.拡散防止関連の制裁
(a)武器散防止
EU諸国では、Transition Dayが到来するまで、EU共通軍事リスト (Common Military List of the European Union) に含まれている武器及び軍需品のイランへの供給等を原則として禁止している。
(b)ミサイル技術関連の制裁
EU諸国では、Transition Day が到来するまで、(ミサイル技術を含め)核兵器運搬システム及び関連サービスをイランに提供することを禁止している 。
(c)特殊金融サービス提供禁止
拡散防止関連の制裁の一環として、Transition Day が到来するまで、特定の個人及び団体に対する資産凍結、渡航禁止及び金融メッセージング・サービス(SWIFT)の提供禁止の制裁措置がとられている。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

経済制裁・解除（EU編③）

継続しているEUの対イラン関連制裁・取引制限＊続き

EUは、米国と同様に、イランに対しては核関連の問題以外に、イランの他の諸問題に対処するための制裁措置をとっているため、Implementation Dayが到来後の現時点でも、要旨以下を含む制裁措置を依然として維持している。

1.拡散防止関連の制裁
(a)武器散防止
EU諸国では、Transition Dayが到来するまで、EU共通軍事リスト (Common Military List of the European Union) に含まれている武器及び軍需品のイランへの供給等を原則として禁止している。
(b)ミサイル技術関連の制裁
EU諸国では、Transition Day が到来するまで、(ミサイル技術を含め)核兵器運搬システム及び関連サービスをイランに提供することを禁止している 。
(c)特殊金融サービス提供禁止
拡散防止関連の制裁の一環として、Transition Day が到来するまで、特定の個人及び団体に対する資産凍結、渡航禁止及び金融メッセージング・サービス(SWIFT)の提供禁止の制裁措置がとられている。

2.拡散防止関連のその他の規制措置
(a)核拡散に関連する特定の産品及び技術
核拡散に関連する特定の産品及び技術(金融や投資等の関連サービスを含む)のEU諸国からイランへの移転については、国連安保理決議第2231号等に規定されている手続により承認されなければならない。また、JCPOAの規定と整合性のない核燃料の再処理、濃縮、重水関連の活動に寄与する産品又は技術等の提供については、EU加盟国各政府機関により事前承認を得なければイラン向けに提供することができない 。
(b)特定の金属及びソフトウエア
黒鉛(graphite)及び金属原料・半製品(raw or semi-finished metals) 及び関連サービスについては、EU加盟国各政府機関により事前承認を得なければイラン向けに提供することができない。また、核及び軍事産業用に用意されたソフトウエア(Enterprise Resource Planning software) (及び関連サービス)のイラン向け輸出、供給等についても、EU加盟国各政府機関により事前承認を得なければイラン向けに提供することができない。
従って、EU諸国内から(または、EUの管轄権に服す者が関与するかたちで)上記に該当する産品、技術、サービス等の提供をする場合には、しかるべく関係当局より事前承認・許可をとる必要がある。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

経済制裁・解除（EU編④）

継続しているEUの対イラン関連制裁・取引制限＊続き

3.核拡散関連以外の制裁及び制限的措置
(a)イランの人権問題に対する制裁・制限的措置
EUでは、イランの人権問題に対処するために、84名の個人及び1社に対する資産凍結及び渡航禁止措置をとっています。また、国民の抑圧や国民の通信傍受等のために利用される恐れのある機器のイラン向け輸出禁止等の措置をとっている。
(b)イランのテロ関与に対する制裁・制限的措置
EUでは、テロ対策措置の一環として、テロ及びシリア制裁措置にリストされているイラン関係者に対する資産凍結及び渡航禁止措置をとっている。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

経済制裁・解除（国連編）

国連安全保障理事会による制裁解除措置

2015年7月20日、安保理決議第2231号採択。Implementation Dayに、それまでの安保理諸決議によるイランの核計画に対する制裁を終了する旨規定。

- 2016年1月16日、Implementation Dayの到来により一連の(核問題対処のための)制裁措置を終了。
- 加盟国が、イランが関与する特定の活動・取引等を認める場合には、安保理による事前承認を義務づけ。
  - 核関連の移転若しくは活動
  - 弾道ミサイル関連の移転若しくは活動
  - 兵器関連の移転若しくは活動
  - 特定の投資活動
- 加盟国に、「2231リスト(2231 List)」掲載者の資産凍結、管轄下の者による資金等の提供防止を義務づけ。
- 「2231リスト掲載者」とは
  - イランの核拡散に影響のある活動をした者
  - 核兵器運搬システムの開発を支援した者
  - 上記のその支配下にある者、代理人等も含む

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

３．事前に確認すべき重要なポイント

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

事前に確認すべき重要なポイント～SDNリストの確認～

ポイント1⇒ SDNリストの確認

SDNリストとは？

米国財務省外国資産管理局（OFAC）が、多岐にわたる各種制裁関連法令に基づき、資産凍結の対象者として指定された個人や企業等の団体を一括して取りまとめたリスト。SDNリストは、パートナ選びにおいては必要不可欠な情報！

【課題】50%ルールに注意、その50%ルールとは？

【答】OFACは、SDNリスト対象者が50%以上所有している企業との取引を実質的にSDNリスト対象者とみなす（2008年に明文化）。SDNリスト対象者が複数で合計50%以上も制裁対象となる（例えば、A社が10%SDN対象者B社により所有され、40%SDN対象者Cにより所有されている場合、A社もSDN対象者とみなされる）。

【課題】50%の所有だけが問題か？

【答】OFACは、SDNリスト掲載者により実質的に支配されている者についても、将来的にSDN掲載者になり得るので要注意としている。

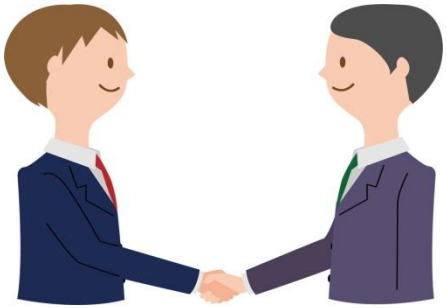

取引を始めるにあたっては、相手先候補のデューデリジェンス（D/D）が必要

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

事前に確認すべき重要なポイント～D/Dの実施～

ポイント2⇒デューデリジェンス（D/D）の実施

D/Dの方法は？

取引しようとする相手が公開会社なら証券取引所などの公開情報から経営情報を確認するのが必須。非公開会社の場合、最低限インターネット検索での一般情報等を確認すべき。ある程度、大きな取引の場合は民間信用調査会社などのレポートを取得する。利用する信用調査会社は、米国でも信用（認知）されている会社であることが大事。取引相手方による自己宣誓書（SDN対象者の「所有」や「支配」を受けていないことの宣誓）では不十分と判断されることもある。D/Dにおける信用調査会社の活用は必須ではないが、取引の安全性を担保するリスク管理の一手段。実際は取引規模、商品の性質、継続性などを踏まえてケースバイケースでの判断。

【課題】全取引で必要か？

【答】法令遵守、リスク管理の観点からは、イランとの取引につき何らかのD/Dを行い、その記録を残しておくべき。

取引規模、商品、継続性などを勘案して現実的な対応を！

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

事前に確認すべき重要なポイント～D/Dの実施～

ポイント2⇒デューデリジェンス（D/D）の実施＊続き

【課題】どこまで必要か？

【答】取引の内容（目的、相手、額、頻度、機関、扱う品目等）により、商業的に合理的なレベルのD/Dを行うべき。取引にあたり、D/Dをした証拠と取引実行にあたっての意思決定の根拠を残して、取引をすることが重要（何もないと、いざOFACの調査対象となった場合に、説得力のある説明が困難。情状酌量を求めることも困難。OFACから「SDNリスト対象者との関与を分かった上で敢えて調べなかったのではないか」との疑いさえもたれかねない）。

【課題】違反した場合はどうなるのか？

【答】罰金、その他の処罰の対象となり得る。また通常、コンプライアンス体制構築（再発防止策）へのコミットも求められる。再発防止策の一環として、法令遵守等専門家の雇用が求められることになる。

D/Dは転ばぬ先の杖。転ぶと大ケガになりかねない。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

事前に確認すべき重要なポイント
～主要港での荷揚げ業者の確認～

ポイント3⇒現地での荷揚げ業者の確認

【課題】日本からの売り先がSDNリストと無関係だとしても、イラン主要港における荷揚げ業者がSDNリストに掲載されている場合、荷揚げが実質的にできず、取引障壁となる懸念がある。

【答】
利用する荷捌き業者が、SDNリスト掲載対象者によって50%所有も支配もされていないことが担保されていれば、取引は可能。但し、荷捌き業者が本当にリスト掲載対象者と無関係かどうかを求めてくるケースもあり得るので、その場合は、多くの関係者に認知されている調査会社に調査・報告させることが有益（取引相手方や荷揚げ業者による自己宣誓書だけでは不十分）。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

事前に確認すべき重要なポイント
～主要港での荷揚げ業者の確認～

ポイント3⇒現地での荷揚げ業者の確認＊続き

【課題】IFCAでも規制があるのは本当か？

【答】
IFCAは米国のイラン制裁法の一つ。イラン自由・拡散防止法（Iran Freedom and Counter – Proliferation Act : IFCA）などと訳される。経済部門を指定して重要な取引をする場合に制裁対象とするもの。港湾管理会社（Port Operator）も対象となり得るが、港湾管理会社との関係において、どういうケースが「重要な取引」とみなされるかが問題となる。

【課題】「重要な取引」とは？

【答】OFACがQ＆Aで解説している（315番）。使い方が通常の荷揚げだけであるなら、制裁対象とはならない。前提として、当該企業がSDNリスト掲載されていないこと（50%所有、支配ともになし）、貨物が制裁対象品目でないこと。

通常の荷捌きだけで制裁対象とはならない

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

事前に確認すべき重要なポイント
～州レベルでの制裁確認～

ポイント4⇒州レベルでの制裁確認

【課題】州レベルでの制裁とは？

【答】
連邦政府とは別に各州がイランに科す制裁。JCPOAの合意事項が順調に進んでも、米政府が停止・解除する制裁とは別に残る。有力ロビイング団体が制裁法モデルなどを作って、コツコツと州レベルで法制化を働きかけている。

【課題】規模と内容は？

【答】20以上の州が何らかの制裁を持っている。内容は、おおよそ二通り。(1)州政府の調達案件から排除する。(2)州政府公務員等の年金等資金運用先としてイランと取引している企業の株があれば、全持分を売却する。

【課題】問題点は？

【答】州独自の制裁対象者リストは、通常、調査会社が州の委託を受けてリスト化している。しかし、調査会社のリストが正確に事実を反映していない懸念がある。一度リストに載るとアップデートされないリスクもある。実務的には、ビジネス規模が大きな州では注意が必要。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

事前に確認すべき重要なポイント
～その他の確認～

ポイント5⇒その他の確認（「U.S. person」、米ドル決済）

【課題】「U.S. person」には法人も含むのか。また、当社がU.S. personに該当しなくとも、担当者が米国人（＝U.S. person）である場合は、イランとの取引に関与できないのか。

【答】
「U.S. Person」は単に米国人というだけでなく、在外の二重国籍者や米国法に基づいて設立された法人も含まれる。U.S. Personの場合は米国外の活動でも対象となる。
会社がU.S. personに該当しなくても、U.S. personとなる従業員を取引に従事させた場合は、個人として制裁に抵触する可能性がゼロではないので、注意が必要。

【課題】制裁解除後もイランとの取引において、米ドルでの決済は許可されないのか。他の通貨の場合はどうか。

【答】
米ドルによる決済はOFACのQ&A、C.7.にて、イラン関連の取引においては、米国以外の金融機関でも引き続き許可されないことが明示されている。他の通貨（円、ユーロ等）は決済可能となったが、金融機関のコンプライアンスに抵触しないように、事前に十分相談することが必要。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

事前に確認すべき重要なポイント
～その他の確認～

ポイント5⇒その他の確認（米国EAR ）

【課題】制裁解除後も、自社製品が米国商務省輸出管理規則（EAR）に抵触している場合、引き続きイランとの取引は不可能なのか。

【答】
EARの規制品目分類とJCPOAのコミットメントは直接リンクしていないので、製品が規制品目となっている場合は、核合意の進展があっても緩和される訳ではなく、取引はできない。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

イラン・ビジネスを開始・再開するにあたってのチェックリスト(法令遵守、リスク管理の観点から)①

A.取引の相手のバックグランドチェック

1.相手側は、日、米、EUの各種取引制限リストに含まれていないか
2.相手側は、日、米、EUの各種取引制限リストに掲載されている者(複数・単数を問わない)により50%以上所有されていないか
3.取引により、日、米、EUの取引制限リストに含まれている者が重要な便益を受けることにならないか
4.少なくともインターネット等で基本的な調査を済ませているか
5.相手側の身元(所有者、リスト掲載者とは無関係であること等)につき、宣誓書・証書等を得ているか
6.バックグランドチェックを行った記録は保存しているか

B.**自社側の関係者のチェック**

1.自社側の代表、契約署名者、代理人、委託先、ブローカー等に、U.S. person(米国籍保有者、米国永住権保持者、米国企業等)が含まれていないか
2.自社側の在米支社、支店、子会社、関連会社等が関与していないか
3.駐在員事務所、現地法人を設立するのか(その場合、派遣する社員や現地採用の社員にU.S. person が含まれていないことをチェックした記録を残しているか)
4. 現地の法人、個人と代理店契約等を締結するのか(その場合、相手先の所有者や身元等をチェックした記録を残しているか)

C.提供する品目、サービス等について

1.提供する品目(産品、技術、ソフトウエア)、サービスが、核、武器、ミサイル等に転用され得るものではないか
2.提供する品目(産品、技術、ソフトウエア)、サービスが、イランやシリアの人権侵害、民主化抑圧等に利用されるものではないか
3.提供する品目に、米国原産の規制品目(産品、技術、ソフトウエア等)が含まれていないか
4.保守、維持、消耗品、スペアパーツ等に米国原産の規制品目やサービスが必要ないか
5.End use, End user の証書を得ているか

D.決済方法等について

1.決済用の通貨として米ドルが指定されていないか
2. 事前に関連する金融機関、保険会社等より必要なサービス提供につき確認を得ているか
3. 保険約款の確認。保険約款等で取引に関連した損害等がカバーされ得るか。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

イラン・ビジネスを開始・再開するにあたってのチェックリスト(法令遵守、リスク管理の観点から)②

E.対外発表をどうするか
1.自社は、取引をプレスリリース、ウェブサイト、その他の手段等で広報することとするのか
2. 相手側は、取引をプレスリリース、ウェブサイト、その他の手段等で広報することとするのか
3.お互いに取引を公開することを差し控えることとするのか
4. 相手側により一方的に公表されることを望まない場合には、それを防止するための手段が確保されているか

F.米国市場への影響
1.米国の親会社、子会社、その他の関連会社等が米国で上場していないか
2.米国の支店、親会社、子会社、その他の関連会社等が、米国連邦政府や州政府機関と取引を行っていないか(行う可能性がないか)

G.スナップバック対応 イラン情勢が変化し、取引が突然取り消しになった場合の対応策を検討しているか

H.契約書の準備
1.契約書にリスク管理のための以下を含む諸条項を含めているか
(a)先方の身元に関する表明・保証(制裁対象者リスト等に含まれていないこと)
(b)制裁対象となり得る側面(大量破壊兵器、通常兵器、ミサイル、テロ、人権侵害、民主化抑圧等)がないことに関する表明・保証
(c)表明・保証違反があった場合の補償
(d)スナップバック等の際の解約条項
(e)その他の不可抗力の際の解約条項
(f)対外発表に関する条項

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

契約書フォーム①

[Please note that this document is intended for general informational and reference purposes only and not for legal advice or counseling. Compliance provisions to be actually included in contracts should be tailored to meet the specific needs of the relevant parties, after considering specific facts and circumstances of the contemplated transactions intended by the parties.]

SANCTIONS COMPLIANCE PROVISIONS FOR POSSIBLE INCLUSION IN AGREEMENTS WITH AN IRANIAN PARTY

1.Compliance Policy

It is the policy of Company ("Company") to strictly comply with the Iran sanctions laws and regulations of Japan, the United States, and the European Union, along with the United Nations Security Council Resolutions (collectively, "Laws and Regulations").

Any provision of this Agreement that, in the sole judgment of Company, is or becomes in conflict with the Laws and Regulations, shall be null and void and Company shall not be legally bound by it, provided that Company provides written notice to the Iranian Party of its determination.

2.Representations and Warranties

The Iranian Party to this Agreement represents and warrants as follows:

(a)It is not named on any list of parties prohibited by the U.S. government or subject to sanctions by the United Nations Security Council, including, but not limited to, the Specially Designated Nationals and Blocked Persons List maintained by the Office of Foreign Assets Control of the U.S. Department of the Treasury, the Entity List and Denied Persons List maintained by the Bureau of Industry and Security of the U.S. Department of Commerce, the List of Statutorily Debarred Parties maintained by the Directorate of Defense Trade Controls of the U.S. Department of State, and the Consolidated United Nations Security Council Sanctions List, as amended from time to time (collectively "Prohibited Party List").

(b)It is not directly or indirectly owned 50% or more in the aggregate by one or more persons on the Prohibited Party List, nor is it controlled by or acting on behalf of or for the benefit of, directly or indirectly, any party or parties included on the Prohibited Party List.

(c)Neither it, nor any of its parent companies, nor any of its subsidiaries or affiliates, has, or is, engaged in any activities or transactions that contribute to the proliferation of weapons of mass destruction or their means of delivery (including ballistic missiles), including any efforts to manufacture, acquire, possess, develop, transport, transfer or use such items.

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

契約書フォーム②

(d)Neither it nor any of its parent companies, nor any its subsidiaries or affiliates has, or is, engaged in any activities or transactions that contribute or provide assistance to any terrorist or any acts of terrorism, or human rights abuses in Iran or Syria.

3.Prohibitions, Restrictions, and Additional Covenants

The Iranian Party hereby further agrees to the following:

(a)it will not permit any subsidiary or controlled affiliate to be placed on the Prohibited Party List, or to engage in any of the activities or transactions described in Section 2 above during the term of the Agreement;

(b)it will not engage in any dealing or transaction that could cause the Company to violate or become subject to sanctions pursuant to the Laws and Regulations; and

(c)it will provide written assurances and certifications of its compliance with the Laws and Regulations that Company may request from time to time.

4.Indemnification

(a)The Iranian Party hereby agrees to indemnify Company and to hold it harmless from and against any and all claims, damages, losses, risks, liabilities and expenses (including attorneys' fees and costs) incurred by Company arising from or related to any breach of the conditions in Section 2 or Section 3 above.

(b)These indemnity obligations shall survive the expiration or early termination of this Agreement.

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

契約書フォーム③

5.Termination
If either or both of the following events occurs during the term of this Agreement, the Company may, in its sole discretion, stop its performance under, or terminate this Agreement, without penalty, by giving written notice to the Iranian Party:

(a)The Iranian Party engages in any activity that: (i) violates or causes the Iranian Party to become subject to sanctions under the Laws and Regulations; or (ii) could cause the Company to violate or become subject to sanctions under the Laws and Regulations, including, but not limited to, any of the activities or transactions described in Section 2 above or in breach of Section 3, above.

(b)Any transaction or performance by either party under this Agreement becomes subject to sanctions measures or other penalties or fines under the Laws and Regulations.

6.Additional Conditions for Company's Performance

Consistent with Section 1 of this Agreement, Company is not required to perform under this Agreement until and unless, in its sole judgment, all of the following conditions are satisfied:

Company receives assurance from all financial institutions (including insurance companies) that may be facilitating any transactions under this Agreement that they are able, willing, and ready to provide the services necessary to complete such transactions;

Company is not aware of any information that conflicts with the representations and warranties provided by the Iranian Party under Section 2 of this Agreement;

Company does not have any information or basis to believe that the Iranian Party is not in compliance with its commitments set forth in Section 3 of this Agreement; and

No event described in this Section 5 has occurred since the execution of this Agreement.

To the extent Company determines that any of the above conditions is no longer satisfied after Company begins its performance, Company may, at any time, in its sole judgment, stop performance under, or terminate this Agreement, without any penalty, compensation, damages or any other liabilities or obligations, by giving written notice to the Iranian Party.

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

契約書フォーム④

7.Force Majeure

(a)[STANDARD FORCE MAJEURE CLAUSE.]

(b)For purposes of this Agreement, Force Majeure includes, without limitation, enactment of any law, issuance of any regulations, orders, or instructions, declaration, announcement, or release of any policies, guidance, or any other measures or statements, issued by any government authority or by the United Nations, which makes it illegal, commercially impractical, or inconsistent with the Company's business policies or ethics standards, to perform or engage in any transactions pursuant to this Agreement.

8.Disclosure Permitted

The Parties agree that full disclosure of the existence and terms of this Agreement may be made by the Company at any time and for any reason to whomever the Company determines has a legitimate need to know, including, without limitation, the Japanese government, the United States government, and any relevant public international organizations.

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

自己宣誓書フォーム①

[Please note that this document is intended for general informational and reference purposes only and not for legal advice or counseling. Certifications to be actually included in a compliance certification form should be tailored to meet the specific needs of the relevant parties, after considering specific facts and circumstances of the contemplated transactions intended by the parties.]

COMPLIANCE CERTIFICATION

We certify as follows on behalf of [Iranian Party] in connection with [Iranian Party]'s [agreement/contract] with [Name of the company intending to do business with the Iranian Party](“Company”), dated Month, Date, Year, for [describe the nature of business](“Agreement”):

1.[Iranian Party] is not named on any list of parties prohibited by the U.S. government or subject to sanctions by the United Nations Security Council, including, but not limited to, the Specially Designated Nationals and Blocked Persons List maintained by the Office of Foreign Assets Control of the U.S. Department of the Treasury, the Entity List and Denied Persons List maintained by the Bureau of Industry and Security of the U.S. Department of Commerce, the List of Statutorily Debarred Parties maintained by the Directorate of Defense Trade Controls of the U.S. Department of State, and the Consolidated United Nations Security Council Sanctions List, as amended from time to time (collectively “Prohibited Party List”).

2.[Iranian Party] is not directly or indirectly owned 50% or more in the aggregate by one or more persons on the Prohibited Party List, nor is it controlled by or acting on behalf of or for the benefit of, directly or indirectly, any party or parties included on the Prohibited Party List.

3.Neither [Iranian Party] nor any of its parent companies, nor any of its subsidiaries or affiliates, has, or is, engaged in any activities or transactions that contribute to the proliferation of weapons of mass destruction or their means of delivery (including ballistic missiles), including any efforts to manufacture, acquire, possess, develop, transport, transfer or use such items.

4.Neither [Iranian Party] nor any of its parent companies, nor any its subsidiaries or affiliates has, or is, engaged in any activities or transactions that contribute or provide assistance to any terrorist or any acts of terrorism, or human rights abuses in Iran or Syria.

5.[Iranian Party] will not permit any subsidiary or controlled affiliate to be placed on the Prohibited Party List, or to engage in any of the activities or transactions described in paragraphs 3 or 4 above during the term of the Agreement.

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

自己宣誓書フォーム②

6.[Iranian Party] will not resell, re-export, transfer, lease or permit other parties to use [Items to be sold by Company to Iranian Party] for any reason unless [Iranian Party] obtains the prior written approval of the Company.

7.All of the facts described and statements made in this Compliance Certification are true and correct to the best of [Iranian Party's] knowledge and [Iranian Party] is not aware of any additional facts which are inconsistent with the above. [Iranian Party] will promptly notify the Company as soon as it becomes aware of any non-compliance with, or deviation from, the above certification.

8. If this Compliance Certification contains a false statement, [Iranian Party] will be liable in any civil or criminal proceedings caused by such statement; and

9. We, the undersigned below, are authorized to legally represent and bind [Iranian Party] and certify all of the above and sign this document on behalf of [Iranian Party].

Signature of Authorized Representatives:

_____ _____

Print name		
Title/ Position		
Company		
Date		
Contact Information	Email: Telephone: Facsimile:	Email: Telephone: Facsimile:

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

4. ビジネスの魅力

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ビジネスの魅力

〇イラン市場は最後のフロンティア市場。アフリカ、アジア、中東、欧州のハブに位置し、7800万人の豊富な若い人口、豊富な資源、多角化した産業構造を有する。制裁解除を機会に、豊富なビジネス機会が広がる。

〇昨年10月に公表された、IMFのRegional Economic Outlook（中東・中央アジア版）によると、2015年の経済成長率は0.8%、2016年は4.4%。

〇イラン制裁解除によって、①ハイドロカーボン及び関係産業の輸出、②SWIFTへの再接続など金融サービスの復活、③在外金融資産へのアクセス、④自動車及び航空関連産業における販売、部品供給や海外からの投資、などが期待される。

Figure 5.4

Iran: Projected Real GDP Growth and Contributing Factors Post Sanctions

(Percent)

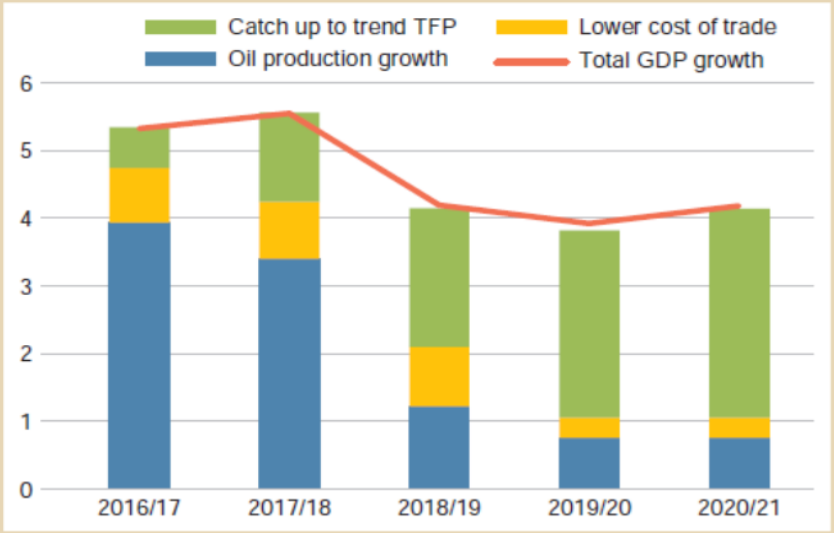

Source: Blotevogel and others (forthcoming).
Note: TFP = total factor productivity.

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ビジネスの魅力～イランの人口～

○中東ではエジプトに次ぐ人口規模を有する。20代の層が一番多く、今後しばらくは人口ボーナスの時期が続く。

2011年（イラン暦1390年）と2006年（同1385年）の比較

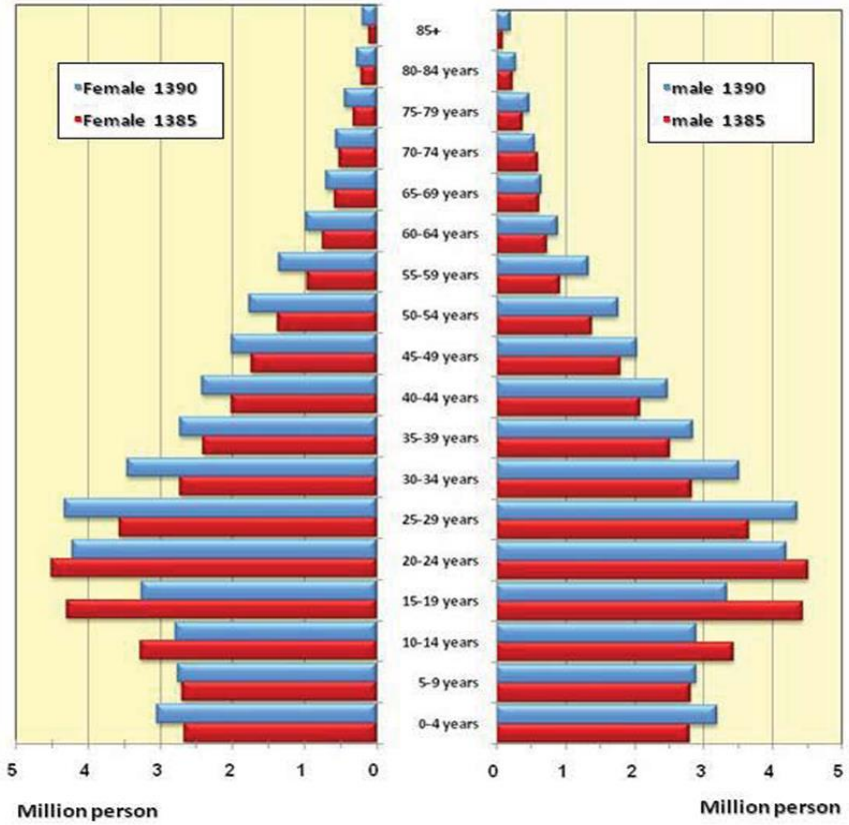

Population of the Middle East (2014)

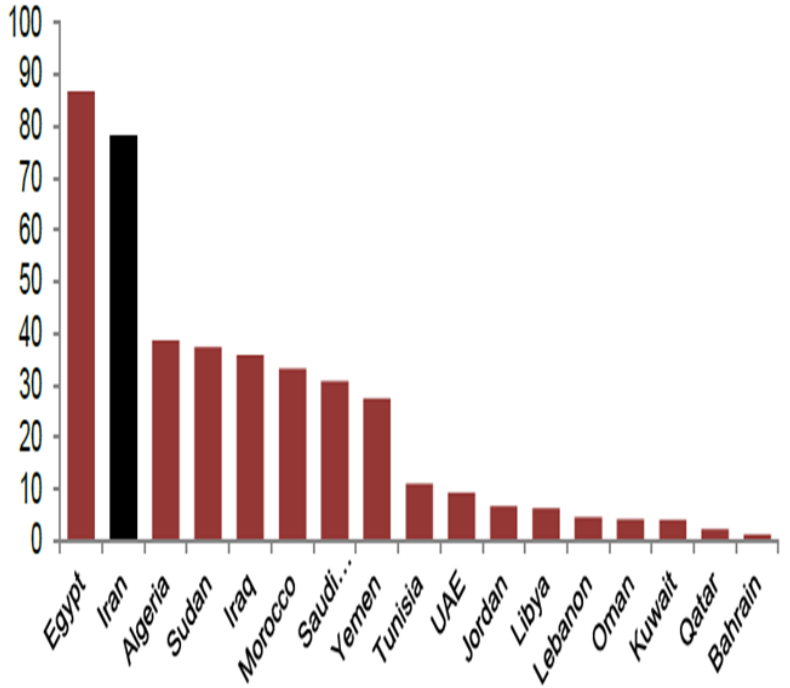

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ビジネスの魅力～1世帯当たりの人数推移～

○核家族化が進むイラン。携帯電話、SNSやその他の消費財の普及は他国と同様。

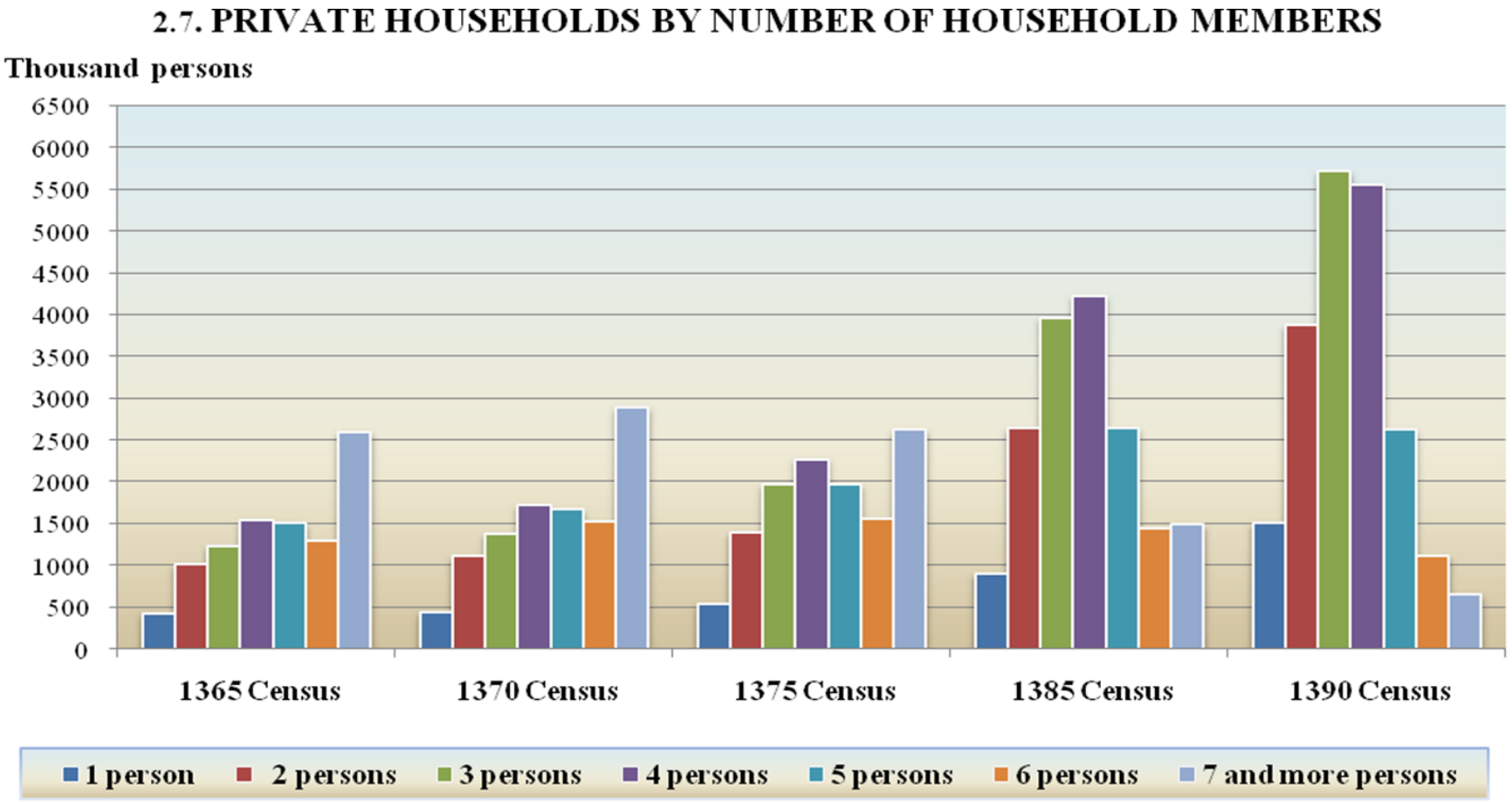

出所：イラン統計年鑑

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ビジネスの魅力～豊富な資源　～

○世界第4位の原油埋蔵量(1580億バレル)、世界第一位のガス埋蔵量(1200兆立方フィート)を有するイラン。制裁解除を機会に投資が進み、生産量増大が見込まれる。
○バイバック方式に代わる新価格決定方式(IPC(Iran Petroleum Contract)は、生産量に応じた利益配分、コスト回収上限の撤廃、長期契約を実現。「200億ドルの海外からの投資を惹きつけるだろう」(石油大臣)

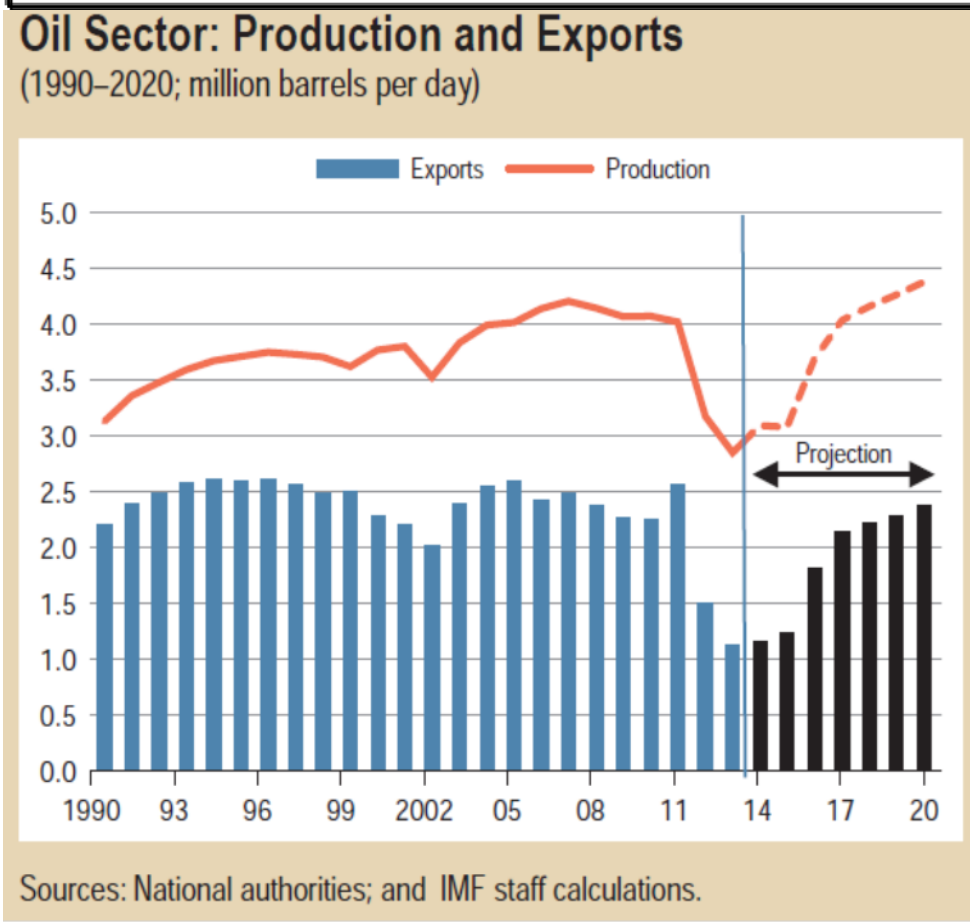

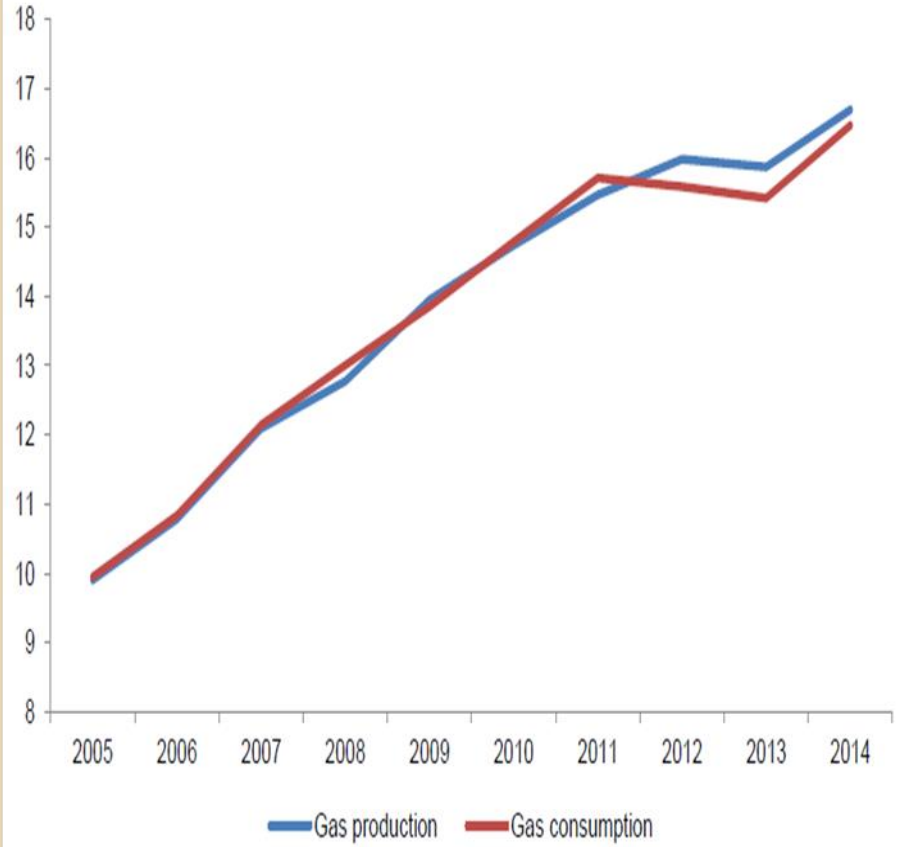

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

ビジネスの魅力～多様な産業構造　～

○輸出は石油ガスに依存している一方、産業構造は他の産油国と異なり多様な産業構造。
　石油依存は17%に過ぎない。

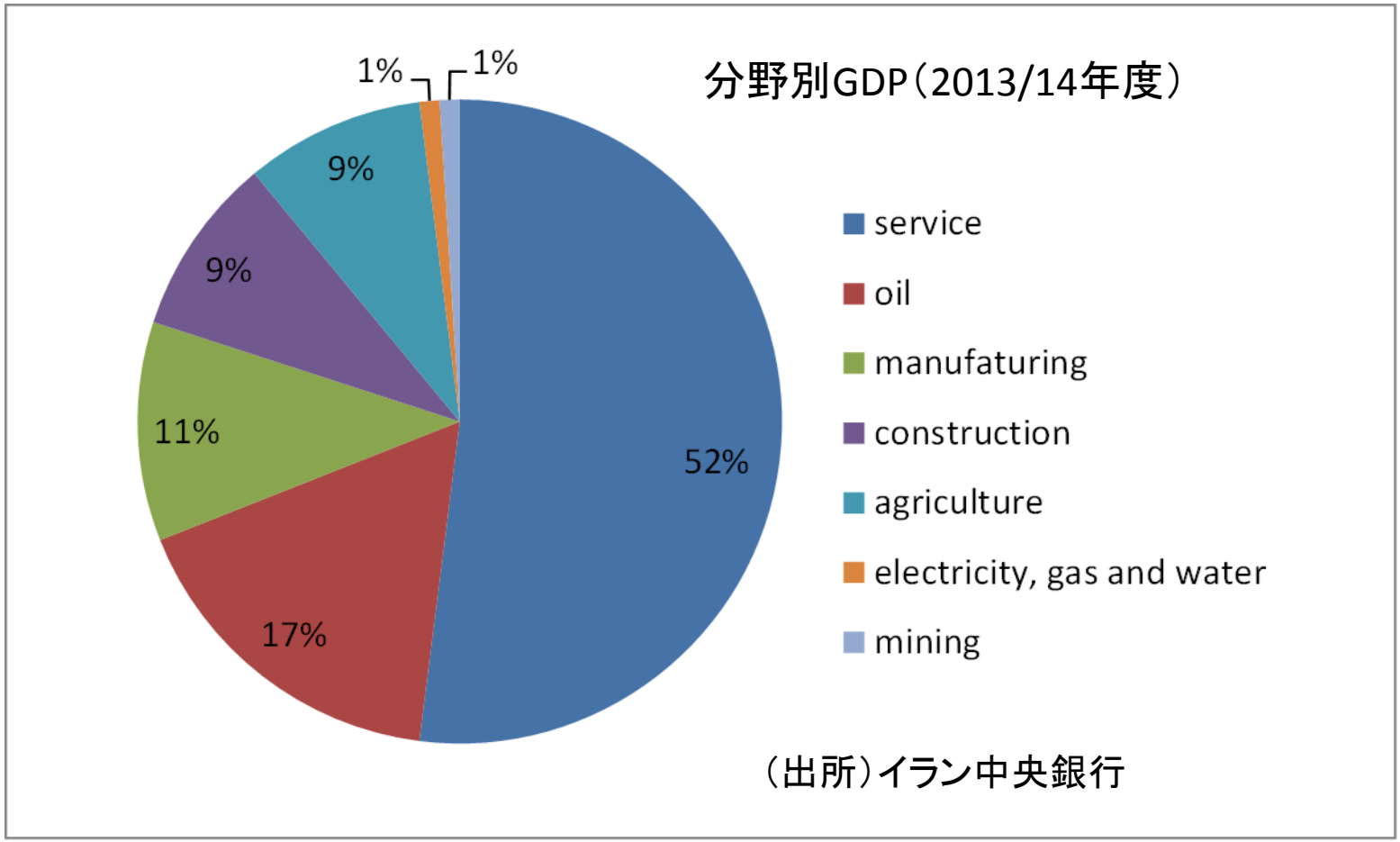

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

ビジネスの魅力～豊富なビジネス機会～

○多種種多様な市場を背景に、豊富なビジネス機会が拡がる。

（エネルギー（石油・ガス、再生エネ）、鉱業、インフラ（道路、道路、橋梁、港湾、空港）、輸送（自動車、鉄道、公共交通）、環境（水、空気、土壌）食品、農業、日用品、観光、物流等）

Iranian Free Zones (Organization for Investment, Economic & Technical Assistance)

Name	Location	Nearby markets
Anzali Trade-Industrial Free Zone	Anzali port, Gilan province	Azerbaijan, Kazakhstan, Russia, Turkmenistan
Aras Trade-Industrial Free Zone	Jolfa, East Azerbaijan province	Azerbaijan
Arvand Trade-Industrial Free Zone	Abadan, Khuzestan province	Iraq, Kuwait
Chabahar Trade-Industrial Free Zone	Chabahar, Sistan & Baluchestan province	India, Oman, Pakistan
Kish Trade-Industrial Free Zone	Kish Island, Hormozgan province	GCC
Maku Free Trade Zone	Maku, West Azerbaijan province	Turkey
Qeshm Trade-Industrial Free Zone	Qeshm Island, Hormozgan province	GCC

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ビジネスの魅力～インフラ～

○制裁下における投資不足により、様々な分野において老朽化したインフラへの投資需要有り。近年は中国企業の存在感が増しているが、技術・マネジメントに対する批判もでており、欧州企業とともに日本企業への期待は高い。
○在テヘランコンサルによると、ザンギャネ石油大臣が、中国が実施したプロジェクトと欧日を比較し、中国のプロジェクトコストが18-80%も高くついた、という報告書を最高指導者とローハニ大統領に提出したとのこと。現在、中国のイラン在住者は約2万人。

発電

- イランの電力需要は、2020年にかけて年間6.5%で成長。25.6GWの追加能力が必要（Apicorp)。
- 2015年8月、伊Finmeccanicaは、Bandar Abbasにおいて、800MWのコンバインドサイクル発電施設建設にサイン(€ 500M）。
- 制裁解除後、年間で5,000MW規模の電力需要増を見込む。また既存設備は地方へ移管し、新しい設備を導入する準備を進めている。（発電所所長）。

情報・通信

- イランの通信環境は、世界でも指折りの劣悪な環境。
- 現地コンサル企業によれば、経済制裁解除後のBIGビジネスの一つとして、情報通信産業ビジネスを挙げており、スマホ業界ではこの3年が活況を呈すと見ている。
- 情報通信技術省によると、ICT分野においては、今後約170億ドルの投資を見込んでいる。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ビジネスの魅力～インフラ②～

鉄道

- 国内10,233kmの鉄道ネットワーク。乗客数は年間2,700万人（2012/2013）。
- 2025年までに25,000kmに延長する計画（RAI）。
- 「今後6年間、毎年15億ドルの投資が必要」（商工大臣）、「250億ドルのプロジェクトに対して、内外投資を惹きつけるインセンティブパッケージを用意している」（RAI ）。
- 都市間高速鉄道（テヘラン～マシュト）および25の地下鉄プロジェクトを計画（イラン貿易振興庁アフカミ長官＊商工業省副大臣）
- 日本の新幹線導入を是非実現したい。（レザ駐日イラン大使）。

航空産業

- 現状、平均機体年齢は20年超。10年以内に使用不能となるため400機の購入が必要。ボーイング、エアバスが商談中。
- さらに空港整備など含めると10年で300億ドルが必要。

上下水道関連

- 仏スエズ社、シンガポール・ハイフラックス社がBOO形式で投資しており、1000億円規模の投資が予定されている。（エネルギー省NWWE）

建築・建設関係

- 商業施設、マンション、ホテル等の新設・改修が進んでいる。

港湾、空港、道路、橋、造船、トンネル、電気・ガス・水道の供給ネットワークなども有望！！

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ビジネスの魅力～環境～

〇環境問題は深刻な課題で、イラン国内でも社会問題化している。
〇2014年2月に「日本国環境省とイラン環境庁の間の環境協力に関する協力覚書」を締結。今後は、大気汚染、水質汚濁、気候変動等の分野における両国間の環境分野の協力強化が見込まれる。

大気汚染

- イランの首都テヘランで大気汚染が深刻化。テヘランは周囲を山に囲まれ、強い風が吹かない冬は特にその影響は深刻。特にひどい時期は数日間学校等が閉鎖される。
- 慢性的な交通渋滞に加え、欧米の制裁の影響で低品質（発がん性物質を多く含むとされる）国産ガソリンへの依存が高まっていることが主な原因。当局は平日の一部を休日扱いにし、交通量を減らす対策を取るが、改善の兆しはない。
- イラン保健省は「テヘランで昨年3月までの1年間に大気汚染が原因で死亡した人は4460人に上る」「大気汚染のため心機能障害で病院を訪れる患者数が最近30%増えた」という報告書を発表。

水不足

- 人口増加や降水（降雪）量の低下により、南部を中心に水不足が発生。
- 淡水化処理施設・技術や再利用システムなどの需要が高い。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

ビジネスの魅力～自動車～

〇政府は、300万台の生産目標を掲げ、輸出競争力を強化したい意向。
〇日本の自動車関連企業へ強いラブコールが発せられている。

イランの自動車販売・登録台数推移

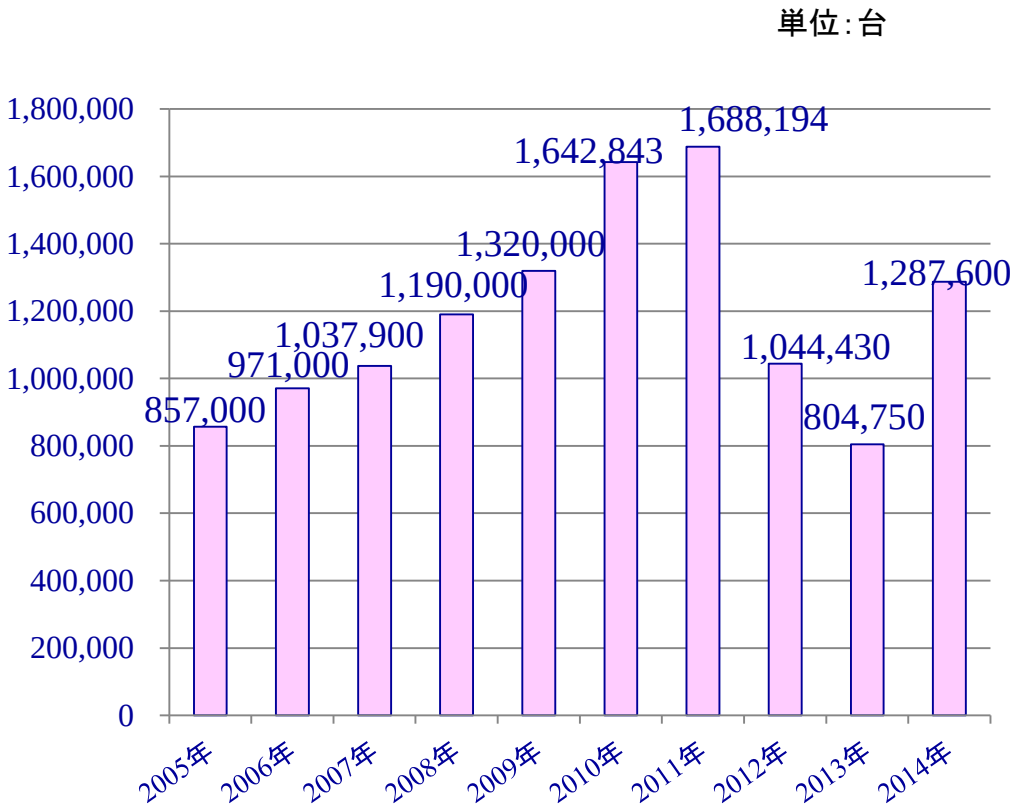

イランの自動車生産台数推移

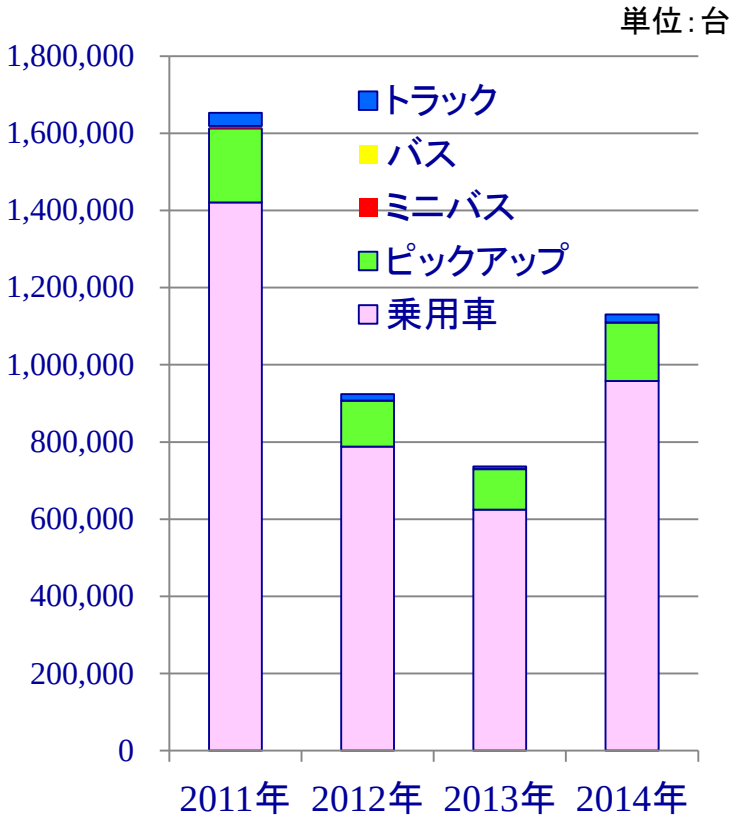

出所：OICA
注：2005～2009年および2014年は推計。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

５．ジェトロのご利用

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載

ジェトロのご利用について

ジェトロ・ホームページの活用

- 基礎的情報：http://www.jetro.go.jp/world/middle_east/ir.html
- 投資コスト調査：http://www.jetro.go.jp/world/search/cost.html
- 海外進出：https://www.jetro.go.jp/services/fdi_guide/

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved. 禁無断転載

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約1分）にご協力ください。
https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20160030

JETRO
Japan External Trade Organization

海外調査部　中東アフリカ課
〒107-6006
東京都港区赤坂1-12-32アーク森ビル6階
TEL：03-3582-5180
FAX：03-3587-2485
E-MAIL：ORH@jetro.go.jp

本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。
ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、
ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

Copyright © 2016 JETRO. All rights reserved.　禁無断転載